



JAL不当解雇撤回ニュース

No399号 2010.09.01
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.co>

東京地裁、不当労働行為認定



FAX

JALは控訴するな!



JAL
FAX

JAL社長室に続々届く

8月28日東京地裁は、JAL 管財人が行った、組合の争議権投票への支配介入発言を不当労働行為であると認定する判決を下しました。

これにより、165名の整理解雇が違法な手続き下で進められた事が明らかになりました。そして整理解雇4要件の一つである「説明、協議等の手続きの妥当性」が欠けていたと認定されたことにより、整理解雇の合理性が失われています。

また「裁判所が任命した管財人万能論」に立脚した高裁判決の枠組みや、不当労働行為を認めなかった判決が誤りであったことを意味します。

JALに地裁判決を不服とした無駄な控訴をさせず、即刻都労委命令に従わせる事は、不当解雇撤回を求めて最高裁で闘う上で大きな力になる事は確実です。日航植木社長宛てに、控訴するな！ 不当解雇を撤回しろ！ のFAXをドンドン送りましょう。

東京都品川区東品川二丁目4番11号 野村不動産天王洲ビル

日本航空株式会社 代表取締役社長 植木 義晴

FAX:03-5460-5900



国民が安心して、気持ちよく JAL を利用できるようにする為にも、地裁判決を受け止め、労働組合との協議再開し、早期に解決を図ることを強く求めます。

～大田区労働組合協議会要請書から一部抜粋～